

## 西宮市公民館地域づくりワークショップ支援業務に係る公募型プロポーザル審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、西宮市公民館地域づくりワークショップ支援業務の受託候補者を選定するために必要な事項について定める。

(審査項目)

第2条 受託候補者を選定するための審査項目は、次の各号に掲げるとおりとし、選定評価基準は別に定める。

- (1) 過去の業務実績等(類似業務実績)
- (2) 業務の推進体制
- (3) 企画提案内容
- (4) 費用対効果

(評価点)

第3条 審査項目の審査は、評価点により行う。各項目の配点は次の各号に掲げるとおりとし、評価点の合計は100点満点とする。

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| (1) 過去の業務実績(類似業務実績) | 10点/100点 |
| (2) 業務の推進体制         | 20点/100点 |
| (3) 企画提案内容          | 50点/100点 |
| (4) 費用対効果           | 20点/100点 |

2 各項目の審査は、4段階または5段階で評価する。

(選定審査票)

第4条 審査は、選定審査票を用いて行う。

(審査方法)

第5条 審査方法は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委託予定金額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。
- (2) 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる審査項目については、選定評価基準に基づき生涯学習企画課が評価点を算出する。
- (3) 第2条第1項第3号及び第4号に掲げる企画提案内容に関する審査にあたっては、市職員で構成する選定委員会を設置し、選定評価基準に基づき審査を行う。なお、審査は公平性を保つため、企画提案者番号のみの匿名で行う。
- (4) 選定委員会による評価点は各委員の評価点の平均値をもって評価点とし、これに第2号により算出した評価点を加えた合計点を応募者の評価点とする。
- (5) 審査の結果、最高得点を獲得した企画提案書を作成した応募者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。  
なお、応募者が1者となったときは、各審査項目の評価点に基づき、選定委員会において当該応募者の受託候補者としての適否を決定する。

付則

この基準は、令和4年4月5日から実施する。